

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社に雇用され、配送業務に従事していた。請求人は、同年平成〇年〇月〇日、大型貨物自動車に乗車しての配送業務中、交差点において信号停車をしていたところ、後方から走行してきた普通自動車に追突され、受傷した。

請求人は、翌〇日、D医院に受診し「腰椎捻挫、背部打撲傷、右股関節捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同年〇月〇日E病院に転医して加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後も療養及び休業が必要であったとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、治ゆ日後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したとして、同年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、「請求人には治療薬に対する過敏性があり、そのために有効な治療を受けることが困難であり症状の改善が遷延している。請求人の傷病の治ゆの決定において、上記制約を考慮すれば、平成〇年〇月〇日時点で、治ゆに至っておらず、以後の療養及び休業補償請求について認められるべきである。」と主張している。

(2) まず、請求人の本件傷病について、本件に係る医師の見解をみると、以下のとおりである。

F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の傷病名を「腰椎捻挫、腰部脊柱管狭窄症」とし、元々狭窄症はあったものの、事故により症状が出現したと思われる旨、述べている。また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、MRI画像上、中等度の腰部脊柱管狭窄症が認められる。疾患自体の発症は、一般論として事故との関係は認められないが、腰部への衝撃にて腰部脊柱管狭窄症状が若干出現する可能性は否定できない旨、述べている。さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付け審査請求調査書において、要旨、腰部脊柱管狭窄症は、事故前からあったと考えられるが、事故を契機に腰痛等の神経症状が出現したと思われる旨、述べている。

以上の医師の見解をみると、いずれの医師も、本件傷病について、事故を契機として請求人が事故前から患っていた腰部脊柱管狭窄症の神経症状が出現したものと推定しており、当審査会としても、各医師の意見は妥当であると判断する。

(3) 以上の請求人の傷病に関する病態を基に、請求人の本件傷病の治ゆに係る医師の見解についてみると、以下のとおりである。

F医師は、平成〇年〇月〇日付意見書において、要旨「治療が長期に渡っているが、今後も治療が必要である。最近2～3か月は特に治療効果がみられ、今からという状況である。」旨、述べている。これに対し、G医師は、上記意見書において、「カルテ等の記載状況からみて、医学的一般論として、3か月程度で症状固定の状況と思われ、自動車保険が症状固定とした平日平成〇年〇月〇日をもって症状固定とするのが妥当である。」旨、述べている。また、H医師も、上記調査書において、要旨「(請求人の)腰痛等の神経症状に対し、主治医は、投薬、リハビリ等で経過を見ているが、症状に変化がなく根治的治療効果は認められず、対症療法に終始しており、自動車保険会社が症状固定とした平成〇年〇月〇日をもって症状固定とするのが妥当であると考え。」旨、述べている。

以上のように、F医師は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日時点で治ゆに至ったとは認めていない旨述べているものと推認されるが、G医師及びH医師は、同日をもって治ゆとするのが妥当であると意見している。

当審査会としても、労災保険制度における治ゆの判断の要件に照らして、G医師及びH医師の意見は妥当であり、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆしたと判断する。

(4) なお、請求代理人は、請求人の治療薬に対する過敏性を考慮して治ゆの時期を決定すべきである旨主張しているが、G医師は上記意見書において、「カルテ等の記載状況からみて、医学的一般論として、3か月程度で症状固定の状況と思われる。」旨、述べているところ、請求人においては症状固定まで約9か月の経過があり、慎重に経過を見極めて治ゆの時期が決定されたものであると思料する。したがって、請求代理人の主張は認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。